

第四百十三回
会

参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第十一号

平成十年十月十六日(金曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

十月十六日

許任

佐藤 道夫君

補欠選任

島袋 宗康君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

坂野 重信君

石川 弘君

岩井 國臣君

岡 利定君

塩崎 恭久君

江田 五月君

齋藤 勲君

森本 晃司君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

岩城 光英君

加納 時男君

景山俊太郎君

金田 勝年君

木村 仁君

佐々木知子君

田中 直紀君

林 芳正君

日出 英輔君

平田 耕一君

松谷蒼一郎君

三浦 一水君

溝手 願正君

山本 一太君

委員以外の議員

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

浅尾慶一郎君

木俣 佳文君

小宮山洋子君

角田 義一君

内藤 正光君

直嶋 正行君

福山 哲郎君

築瀬 進君

海野 義孝君

浜田卓二郎君

益田 洋介君

池田 幹幸君

緒方 靖夫君

小池 晃君

大淵 網子君

三重野栄子君

入澤 肇君

渡辺 秀央君

島袋 宗康君

水野 誠一君

菅川 健二君

峰崎 直樹君

小川 敏夫君

保岡 興治君

大野 功統君

村田 吉隆君

山本 幸三君

保岡 興治君

大野 功統君

村田 吉隆君

山本 幸三君

坂口 力君

藤井 裕久君

国務大臣

修正案提出者

鈴木 淑夫君

大蔵 大臣

宮澤 喜一君

建設 大臣

関谷 勝嗣君

国務 大臣

野中 広務君

(内閣官房長官)

国務 大臣

野中 広務君

(経済企画庁長官)

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

国務 大臣

野中 広務君

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤道夫君が委員を辞任され、その補欠として島袋宗康君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆議院提出)及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(本岡昭次君外二名発議)、以上両案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井國臣君 いよいよ本特別委員会も最終ラウンドに差しかかってきております。発議者の皆さん方には大変な御苦勞をいただきまして、この場をかりまして心から敬意を表し、厚くお礼を申し上げます。

また、宮澤大蔵大臣におかれましては、終始熱心に変な誠意を持って丁寧にお答えいただきまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

第でございます。本日にありがとうございます。もう少しくございますので、最後までよろしくお願いたします。

いろいろな議論をしまいにしまして、いろいろなことが明らかになってまいりました。しかし、私自身、どうしてもこの段階ではつきりさせておきたいといえますか、お聞きしておきたい点がございいます。それがなにとどうも今晩からゆっくり寝られないような気がしますので、二点御質問させていただきます。

先般、民主党の発議者池田先生が、私の質問に関連いたしました、相場は相場に聞けと。株式市場というものについてある種の信頼を寄せながら

ら、これは格言というか、相場の世界では普通に言う言っておるわけでありすが、相場は相場に聞けと。私は相場に對する一つの信頼感というものがそこにあるように思います。

私自身は空売りの話とヘッジファンドの話とをさせていただきました。ヘッジファンドというのは、かつてない特別のファンドといえますか、一般の投機筋とは違ふ特別の投機筋のように思うわけでありすが、株式相場の世界で空売りということは昔から行われておった。いわゆるマージン取引でございすけれども、本場に相場を張ってもうけるのは空売りなんです。したがって、そういう投機筋におきましては、相場は相場に聞けではなくて、人の行く裏に道あり花の山と言ふんだそうでございます。やはり裏をかくというそういうことをしよつちゅうやらにやいかぬわけですから。それで株は動いていく、こういうことであるかと思ひます。

そういう意味で、私はもとと相場というものは余り信用していません。特に近年はヘッジファンドが本場に、私は悪魔の見えざる手とこう言っておるわけですが、日本には悪魔はいないんですけれども西洋には悪魔がおる。悪魔の見えざる手とこう呼んでおるわけですが、そういう大変な暴力とでも言うべき力が市場に働く、マーケットに働く。したがって、市場というものが大変ゆがんでくる、そういう現実が今あらわれておるように思ふんです。

そういうことで、例えば為替相場について言いますと、百四十六円、百四十七円、百五十円に迫ろうとしていたときでも、私は日本のファンドメンタルズからいって百十円から百二十円あるいは百二十円前後かなんと思つておったんです。株式のダウ平均でいいますと、株式の方は、私は日本のファンドメンタルズからいってやっぱり一万八千円ぐらいのところがいいところじゃないかな、何ほ悪く見ても一万七千円、一万五千円を割るようなことはないだろうと思つておったわけです。したがって、現在の状況につきまして

は、私はかなりゆがんでおるというふうに思ふんです。

そういうことで、例えば自己資本比率の資産の評価、有価証券の評価について、低価法であるとか原価法であるとかいろんな議論があるわけですが、私も私はいは個々の企業の実力というものをどのよう評価するのかわからないのはなかなか難しい。乱高下する相場の中である時点だけばつと切つて、その時点の評価額で果たして評価していいものかどうか。かといって、私は原価法がいいとかそんなことを言っておるんじゃないんです。わからないんです。ただ、時価の評価で、でもそれはちよつとやっぱりおかしいんじゃないか。じやどうなんだと言われると困るんですけれども。土地の価格につきまして、最近収益還元率でどうのこうのというようになっておるわけでありすが、何か真値があるんですよ。それがちよつと私はよくわからないんです。

そんなことでございまして、市場、マーケットというものにつきましても基本的認識を論議者のお二人にお聞きしたい、こう思ふわけでございます。ひとつよろしくお願ひします。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生が御指摘のように、相場というものが実態を離れて取引されるというところは往々にして起こるんだと思ひます。もちろん、企業、金融を含めたそういった事業というものの実態を正確に把握して開示するといふ方法、手段もこれから非常に充実していかなくやならないわけでございますけれども、同時に、市場も多くの関係者が考え判断し動く流れですから、それは七、八割、あるいはもっと高い水準で一般的には正しい、それを基本にするといふことはとても大事なことで思ひます。

しかし、私は昨年の秋以来の経済、金融の動きを見ておりまして、北拓がつぶれたときに日本の金融当局は銀行をつぶさないという原則を放棄したんじゃないかというようにことが世界に広がって、そして言われた投機筋が動いて、幾つかの銀

行グループが慌てて株を買い支えて難をやつたことで逃れる。そういうようなことから日本の経済が崩れていく。

彼らにしてみれば、何かのすきを見て売りかかして、そして金融機関が持っている株あるいはその株というものを集中的に売る、そしてその結果日本の実体経済も崩れていく、その崩れの差額をもうける。こういうことでございすから、昨年の秋以来の日本の経済状況が崩れていく中でヘッジファンドに幾度かやられていく。

私は、金融監督庁が発足する六月二十二日、その直前の十九日に長銀が売りをかけられて、それから長銀問題が一気になだれを打つように日本の金融界の大問題になっていく、こういふ動き、そして長銀がまたいろいろ国会で議論される中で、次の標的をねらう動き、こういふことで日本経済を崩して差額をもうける、こういう大変な投機筋の動きがあったのは事実だと思ふんです。

そういうものに対して、私たちは政策手段としてすきを見せないといふことがとても大事であつて、今度の金融再生法あるいは金融安定化法というの、破綻後の処理というものがきちつとでき、ちゃんとセーフティーネットが用意された、それから未然に、破綻に至る前に金融の弱つていく状況をちゃんと解決できる金融健全化スキームというものが今度用意された、このことはとても大きいことだと思ひます。

同時に、我々はそういう不公正な市場の動きに對して、今先生も言われましたとおり、空売り規制を前倒しした今度の国会の措置、あるいはまた証券取引監視委員会等で監視を強化してちゃんと公正な市場になるようにチェックしていくといふことがとても重要なことでございす。そういう意味では、今議員立法で空売り規制はあつたという間にできましたが、提案から施行まで二週間です。私はこれは大変なスピードだと思ひます。

監視委員会の数は非常に足りません。我が国は証券取引等監視委員会のメンバーは三人で職員は

百人、株を常時監視したり分析したりしているのは三十五人、これでは大変だ。アメリカなどは三千人も証券取引委員会、SECにいます。こういう市場の公正さを守る、担保する手段というものが我が国は強く求められていく。

こういうふうに議員立法であるいは政治主導でこういうものは進めていかないと、従来の役所が対応してきたようなスピードではなかなか私には変化の激しい、いろんなことが起こっていくという時代の変化についていけないものだと思ひます。そういう意味で、いろいろ市場の暴力に對しては未然にこれを防ぐという手段もとても大事だと思ひます。

○委員以外の議員(峰崎直樹君) 岩井委員にお答えします。

本場に市場というのは、私ども十分ここで語れるだけの資格を持つておると思つておりませんが、保岡議員の方からも今お話がありましたように、やはり市場というものは絶えずオーバーシュートする傾向があると思ひます。

私は、実はジョージ・ソロスというヘッジファンドの王と言われた方がある雑誌に、もつと自由放任の弱肉強食の考え方を披瀝するのかもしれない、いやいや、もつと国がきちんとこれを規制しなきゃだめだぞと。

先日大蔵大臣の方から、ヘッジファンドが一国の民主主義国家を本場にある意味では経済的にめっちゃめちゃにしよう、こういふあり方に対して、やはりきちんとして規制をする、そのことはこれから国際経済のルールの中でしっかり図っていくべき課題だと思ひます。その意味で、トビーン・タックスというようなことも一時議論されておりました。これからぜひそういう方向で、投資ではなくて投機に對する規制というものは非常に必要になってくるのではないかと今思ひます。

ただ、今回の長銀問題を含めた金融問題に對して言へば、やはりどこか弱点を持てているがゆゑにこの市場の暴力に對してどうしても防ぎ切れな

い。やはりきちんとした体力をつける、本当にしっかりとしたどんな暴力にも抗することのできるそういう力をつけなければいけない。その意味で、私は、きちんとしたルール、それからそのことに對する検査、監視、そして何よりも情報公開というものが正しくされていることがやはり今必要になってきているのかなと思います。

御存じのように、昨今の新聞によりますと、長銀は債務超過であったというようなことをお聞きして、我々が危惧していたことが本当になったわけでありますが、その意味で、私もやはり早く本場にきちんとした実態を明らかにする、そしていつでも市場の暴力に對抗できるような力を持つことが必要なんだろうというふうに考えております。

○岩井國臣君 企画庁長官に、これからのビジョンとか新しい政策展開、例えばPFIとか、もちろんSPCを使つての土地の証券化であるとか、あるいはさらに言つてプロジェクトそのものの証券化だとか、いろんな課題があります。聞きたかったんですが、恐らく長官、大分時間をゆつくりしゃべつていただかなきゃいかぬと思つたので、これは場を改めさせていただきます。まことに中途半端に終わりましたので、きょうはこれで終わらせていただきます。ひとつまた次の機会といたしましていただきたいと思います。

○齋藤勤君 おはようございます。民主党・新緑風会の齋藤でございます。民主党・新緑風会が深刻な不況の中で、私たちの国会での動きというものが市場にどう影響を与えるかということについて、日々それぞれ関心を持って取り組んでいることはだれも異存がないというふうに思います。そこで、たびたび金融関係に關します法案が議論され、あるいは修正を加えられ可決され、その時期に株価なり、いろいろ一喜一憂と申しましよう

か、大変注目をしているわけでございます。

今回のこの三党提出の金融健全化法案、我が党は参議院で議員提案させていただきましたけれども、それと違い、これは不良債権の早期一括処理をまたまた先送りするのではないかと、このことを指摘せざるを得ないわけでございます。金融システムの安定化とはほど遠い法案であるというふうに改めて申し上げさせていただきます。

それで、市場関係者によりますと、本法案が衆議院を通過して以来、ジャパン・プレミアムがむしろ拡大をして、〇・七%ぐらいまで拡大をして、二十兆円と公的資金の規模だけを大きくして、この使い方が間違つていたのでは、やっぱり市場というのはそのことを見据えて敏感に私は察知をするのではないかと、この法案が成立した日経平均株価がまた一万三千円を割つたという、そんな報道もございまして、冒頭、大蔵大臣としまして、現時点での市場に与える影響ということ、この三党提出の金融健全化法案、法案と市場ということになりますと非常に大きな話でございますけれども、ある程度限定したこの間の動きということ、大臣としてのお考え方を述べていただければありがたいと思つた。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私、余り市場のことを詳しく存じませぬけれども、今回の二法案、二セットの法案と申し上げるべきかもしれません。が、この帰趨というのは、日本が世界の不況の発生源であると考えられる多くの海外の人たちからも非常に注目をされてきた。

今、齋藤委員の言われますように、まずこれが通過するかどうか。殊に、後の方の健全化法案は大変注目をされたわけでございます。市場の反応は、最初のうちは一喜一憂のような感じでございますけれども、各党間のいろいろお話を詰まつてまいりますと、これは決して私は悪いことだと思つて申し上げるのではないのですが、いろいろ

なことが非常に厳しくなつて、それ自身私は悪いと申し上げているのではありません、ある意味でちよつと甘い期待があったとすれば、なかなかさうばかりでもないというふうなのがこの何日間かの私は受け取られ方ではないか。

そこで、これからこの法案が法律になりまして施行せられまして後、果たしてどういふふうに通されるのか、政府がどのような運営方針でいくのかというふうなあたりを見きわめたいというところがあるのではないだろうか。当委員会におきましても資本注入の仕方、あり方についていろいろ御議論が各党によつてなされておりますので、その平均的な最後の落ち込みの辺りとか、その市場が見えておるのではないかと、銀行株の動きを見ておられますと、非常に飛び上がった日があったり、また急落した日があったりして、まちまちでございますので、恐らくはこの法案が成立した後に、これがどのように運営されるかというところが注目されておるのではないかと、このように考えております。

○齋藤勤君 ありがとうございます。

次の質問は、大蔵大臣に御答弁いただくか金融監督庁に御答弁いただくか、ぜひ聞いていただきましてそれぞれ御判断いただきまして答弁いただきたいと思います。

きょうからどう運営をされていくかという大臣の答弁でございますけれども、過日、十月一日に私も民主党も含め自由民主党、そして平和・改革の三党で交わりました覚書がございます。その覚書の中に、「金融再生委員会規則」に「政府は、金融再生委員会規則の作成にあたり、三党派にその内容を中間報告し、その意見を聴くものとする」という覚書を取り交わしているところでございます。言つてみれば、中間報告をし、その意見を聞くものとするという覚書なわけですが、「金融再生委員会規則の作成にあたり、三党派にその内容を中間報告し、その意見を聴くものとする」という取り決めでございます。

準、有価証券の評価方法に關する金融再生委員会の規則についても遵守をしていくということになれば、当然のことながら相談があり、相談があったら一〇〇%盛り込ませようというのとはなかなか無理な話にしろ、当然このことの約束は反映される、そして当然のことながら、自由民主党、民主党、平和・改革の三党で覚書を交わしているわけですから、これは反映されるという理解でよろしいでしょうか。

大臣にお答えいただくのか、金融監督庁にお答えいただくのか。

○國務大臣(宮澤喜一君) ここに今覚書を持っておりますが、「金融再生委員会規則について」、「政府は、金融再生委員会規則の作成にあたり、三党派にその内容を中間報告し、その意見を聴くものとする」と。誠実にこの覚書は履行せられるべきものと思つた。

○齋藤勤君 ぜひ覚書を履行していただきたいというふうに思います。

さて、そこで、この臨時国会の中でも長銀と住信の合併問題というものがずっと議論になりました。これはこれからもずっと続いていくというふうに思ひますけれども、例えばこのことについては、総理官邸での私企業に対する、大蔵大臣も含めて総理の合併に対する預金保険法のいわゆるありともしもの介入ではないか、こういうやりとりもございまして、佐藤議員からは預金保険法に違反するのではないかと、こんな指摘もございました。

さて、きのうとおととい、きょうもですが、長銀が実質債務超過になっていると、既に金融監督庁もこのことについて確認をして、それらに對する国有化の申請後のそんな準備も行っているというふうに報道されております。

この長銀が実質債務超過になっているという事実認識に立ち、そしてその後の対応を金融監督庁とされているのかどうか、現時点で長銀の申請なり準備行為が政府の方にされているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○政府委員(日野正晴君) まず、最初の方のお尋ねでございますが、九月三十日に立入検査を終了いたしました。現在金融監督庁においてその取りまとめを行っているところでございまして、検査の結果の通知というものは長銀に対しては行われることになりまして、その検査の結果の通知の中に金融監督庁としての判断をお示しすることになると思います。

ただ、現在どういった判断の過程にあるか、固めつつあるかということになりますと、これは、検査の結果を通知してから後もうございまして、個別行の問題でございまして、その検査の結果の内容については当方からコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

それから第二点の御質問でございますが、現在長銀からどういった方法で将来の道行きを考へるかということについては正式には何も聞いておりませんが、この国会でいろいろ御審議いただいで成立いたしましたさまざまな法律がございまして、特にこの金融再生法について、それを適用したかどうかというところは恐らく長銀においては検討しておられるものと存じます。

○齋藤勤君 金融監督庁としては、今度のいわゆる一時国有化についての長銀からの働きかけというんでしょうか、事前の申請に当たっての相談とか協議というのはまだ今されていない、長銀側があくまでとされているということで、監督庁自身はないということですか。

○政府委員(日野正晴君) これは一般論になります。仮にこの再生法を適用するということになりますと、その適用に当たりましては、政府が職権で適用する場合、あるいは当該金融機関が申し出、これは申し出でございまして、事実の通知といえますが預金の払い戻しができなくなつた、あるいはできないおそれがある、あるいはそういったことが生ずるおそれがあるといったようなそれぞれの態様に応じまして、手を挙げるといえますが政府に対して申し出をするということになると存じます。

それを受け付けるといえますか、それは正式には新しくできがります金融再生委員会において御審議されるべき問題ですが、金融再生委員会ができませんでは総理大臣がその職務を代行する、こういう規定になっております。

さて、この金融再生法案を見ますと、総理の代行につきましてはそれが実務を行なうかという点については何ら規定がございせん。金融監督庁は、確かに現在の銀行法等の規定あるいは現在の金融監督庁設置法によりまして総理を補佐するということになっておりますが、恐らく長銀としては、これは一般論、仮定論になります。この新しい法律に基づいて手を挙げるということになりますと、この二カ月の間は代行することになっております。内閣総理大臣に対して手を挙げる、二カ月たつたならば金融再生委員会に対して手を挙げる、そういうことにならうかと思ひます。

それはあくまでも長銀が金融再生法のもので将来の道行きを考へたいという場合のこととございまして、いろいろ当該金融機関がどういった道筋で自分の将来を考へていくかというところはそれぞれ個別の金融機関が判断すべきものと考へます。その申し出が仮に出たとしても、法律の体系のもとでは金融監督庁が直接の申し出を受け付けるという立場にないことは御理解いただけるものと思ひます。

○齋藤勤君 本特別委員会には長銀問題等いろいろ検討し解明する小委員会が設置をされておられまして、残念ながら今日まで審議の關係で開催をされておられません。既に特別委員会理事會でも、今後、閉會になつてもこの特別委員会なり小委員会を活性化していくかということについて協議をされておられますので、私はその中で長銀問題についての解明をしていきたいというふうに思ひます。

私は、公邸に呼ばれないのは是非別にいたしまして、いわゆる一國の総理、そして大蔵大臣が、その時点で長銀が実質債務超過になつていふという判断を下せないにしても、そのときの判断

それから責任の問題、言つてみれば私的行為について総理が合併をしたら全面的に支援をしますよと、こういうことが果たしてそのときには適切であつたのかどうか、あるいはそういうことが正しいのかどうかという点について非常に疑念を持つていふところでありまして、それらについてはまたその場でたゞださせていただきたいというふうな思ひます。

さて、そこで、衆議院、参議院でこの金融問題はずつと議論をし、これからいかなけりやならないかと思ひますが、大蔵大臣に引き続きお尋ねさせていただきますのは、この間、いわゆる護送船団方式の終えん、終局だということとをたびたび大蔵大臣も言われております。これは大蔵省そして金融界含めての一体的な護送船団というもので表現をしておりますが、かつて大蔵省は、幾つかの指針で今日の状況を展望しながらそれらの金融機関に対してさまざまな提言をして、いわば体質改善なりリストラ策なども含めましていろいろな指針を出してあります。

例えば、この指針は九二年、今から六年前でございましてけれども、「金融行政の当面の運営方針について」というところで、大変長いので前文は省略をいたしますけれども、「金融機関には、経営組織全体を通じて徹底的な自助努力による最大限の合理化努力を要請すること」としたい。「これは当時パブルの崩壊に伴う不良資産の増大や内部蓄積の減少ということで、パブルの崩壊後でござい

ます。さらに、この二年後の九四年二月の指針では、「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」というところで、「金融自由化によつて増大するリスクに適切に対応していくためには、金融機関は徹底的な合理化を進めるとともに、経営のリストラチャリングを進め、経営体質を強化していく必要がある。このため、金融機関に対して、最大限の経営努力を求め、金融機関に対して最大限の経営努力を求めるといふ、こういう指針でござい

ます。九二年も九四年もいづれも不良資産問題の深刻化を背景に出されたものでございまして、注目しなきゃならないのは、不良資産を早期に処分するために合理化をしるということではなくて、共通するキーワードは不良資産よりむしろ金融の自由化、金融の自由化に対してこういう指針を出しております。いづれにしても、銀行には長期的な視点に立つて経営戦略構築、経営資源の効率的配分をしる、九二年、九四年にこういう指針を出して

おる。さらに、もっと古い年限でございすけれども、八五年、昭和六十年でございす。このときの金融制度調査会では、「金融自由化の進展とその環境整備」ということで答申がされております。長い間で時間がなくなつてくるが、資金供給のウェイトが徐々に小さくなつていく。すなわち、国債の大量発行を契機とした公社債市場の発達を背景に、直接金融における資金の流れは増加傾向にある。金融機関業務における国際業務のウェイトが増大をしております。国際業務にはカントリーリスク、為替リスクといった固有のリスクがある。流動性リスク、金利変動リスクも高いことから、金融機関はこういう諸リスクに対応するための内部管理体制を確立すること。こういう八五年の金融調の答申でござい

ます。これだけを見ますと、護送船団方式、大蔵省の方はそのときに的確な指針を出していたということとで、内部の指針としてはこれはそれなりの評価をしなきゃならないのではないかと、いふふうに思ひます。明記されているんですから。そうすると、その指針を出したけれども、いわゆる銀行業界を含めて金融界の方がこのことについて何も対応してこなかった、すべて悪いんだと、これは善と悪を明確にするわけじゃないんですが、このことを読む限りそういうふうな姿が出てくるわけでございます。これは、なぜこういう指針が生かされなかつたんだらうかというやっぱり問いかけをしなきゃ

ならないと思うんです。そのときそのときでもう国会では審議をしていますから、あるいはもう十分議論をされているかも知れませんが、今のこのときに大蔵大臣みずから護送船団方式の終えんだというようなことをたびたび私どもとやりとりしている中で、これは長い間経済、金融、そして大蔵問題についてはもう本当に先見性のある、そして我が国を指導されてきた大蔵大臣でございまして、なぜこのことが生かされてこなかったんだらうかということについて国会にも国民にも説明をする、そして誤りがあれば正していく、こういう姿勢がやっぱり大切ではないかというふうに私は思います。

今、長々と九二年、九四年、あるいはさらに八五年の例を出しましたけれども、護送船団方式が結局だと言われる、そういうことを指摘されます大蔵大臣、このことが今また議論になってどうしようかということで大変な思いをしてさまたまな法律を出しているわけでございまして、そういった全体的な立場に立つて所感を伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一) 今のお尋ねは、まことにいろいろ考えさせられるお尋ねでございまして。最初におっしゃいました一九九二年の当面の金融機関の運営についてというのは、実は私が総理大臣をしておりまして、そのときに株価が一万四千三百九十円という最安値をつけまして、一万四千元を割るのではないかと状況がございました。それで、私が大蔵省、日銀に申しましてそういう文書を取りまとめた、私が実は申しましたことであつたのでございます。

同じころに、私は、この不良債権の問題は実は非常に深刻な問題になるので、この解決のために国が関与する用意があるということを申しました。しかし、これはほとんど十分な注目を浴びずに終わりました。その理由は後になって考えてみますと、金融機関としては政府が事態に関与すれば必ず責任問題になると考えられたようです。それから、産業界は銀行に対する長年の不信がござ

いますので、経団連として動くことはむしろしたくないという御意向であつた。官僚機構は、それまでに各省庁の間でいろいろなやりとりがあつた結果なものですから、できるならば表裏にしたくないというのがあつた。そういう事情がございまして、私の、総理大臣としてのそういう方針を鮮明にしたにもかかわらず、それは一種の空振りにと終わったという事情がございまして。

そういういきさつが一つのいきさつでございしますが、しかし今のお尋ねは、結局大蔵省は金融機関に対して自由化とか国際化とかいうことをしばしば申すのでありますけれども、当時、日本の金融機関は、世界の十本の指といえれば全部日本の銀行というような時代で、アメリカが非常に混乱をしておるときでございまして、ですから、ある意味で自由化ということとは空念仏に終わつておつた、正直を申しますと私はそうだったと思ひます。

そして、アメリカ側も自分の陣営が実は非常に混乱しておりますものだから、自由化というプレッシャーを日本にかけるといふような体制にはなかつた、そういうことが私は残念ながら事実だったと思うのでございまして。

ですから、日本の経済全体の自由化の中で最初に進みましてのは、通産省関係の統制が解除されました自由化が非常に進みまして、一番おくれましてのは大蔵省の金融、保険というところでございまして。これは、何と申しますか、おっしゃいますように役人はそういうことを口にはしているものの、全体としてそういう緊迫感がないままに進んでしまひまして、それは非常に不幸なことであつたと思ひますが、それだけ日本の金融機関はいいときを過ぎたとしても申しますか、そういう状況であつたと思ひます。

それで、幸いにしてと申しますか、ことしでございまして、為替の自由化が口火を切りましたものでありますから、これでもういよいよ待たなしたいうことになつたわけでございまして。一言で申しましたら、我が国の金融界がいつとき非常に優勢な地位に立ちましたために、自由化というようなこ

とについて本気に考えなかつたし、また大蔵省も口にはしながらその行政を推進しなかつたというのはいささか事実ではないかと思ひます。しかし、非常にいろいろな考えさせられるお尋ねをいただいたと思ひます。

○齋藤勲君 私、この答申は本当に十年前の答申とは思えないほど、答申の提言ととにかく早期に生かされていたら、今日の金融混乱の多くの部分というのは回避されていたのではないかとこのように思つております。

言つてみれば、金融業界、民間金融機関の執拗な抵抗というのを、今大臣もお述べになりましたけれども、本当にこれは徹底的に究明しなければならぬというふうに私も思ひます。

さてそこで、持ち時間がなくなりましたので、今回の両法案でございましてけれども、先日、本会議で私どもの同僚の峰崎議員が明確に述べさせていたでございまして。これを再度私どもは訴えさせていたでございまして。民主党の法案が提案され、趣旨説明、そして議論の中で、短い期間であつても、三党、自民党さんの方の案、あるいは公明さん、いろいろ案がございまして、それらに賛成された方も民主党の案はいいではないか、こういう声も聞かれるわけなので、あえてこのことについて指摘をさせていただきたいと思ひます。

言つてみれば、さきに成立いたしました金融再生法あるいは早期健全化法、金融機関の本来の経営実態、体力を把握すること、これは生命でございまして。私ども民主党案というのは、厳格な資産査定等、不良債権の引き当て、そして低価格法によりまして有価証券評価によって存続可能な銀行とそうでない銀行を峻別する、そして早期健全化法で前者の方は対応し、後者には金融再生法で対処する。二つの法案というのにはまさに金融危機管理の両輪であるというふうに位置づけられています。

残念ながら、自民党さんの案の方は、いいかげんだと言つておしかりを受けるのかもわかりませんが、いいかげんな資産査定と水膨れの有価証券評価で、ある金融機関が存続可能かどうかの判断

が恣意的に実際存続をする可能性を無視して行われるのではないかとこのように思ひます。早期健全化法案のスキームによつて、本来ならば再生法によつて措置をされるべきそういう存続不可能な銀行の一時的延命が行われ、必ずや近い将来国民経済に大きな影響を及ぼす、悪影響を及ぼす、そして納税者の負担を招くことになるのではないかとこのように指摘せざるを得ません。

まだ残る時間もございまして、ぜひ私ども民主党の案に御賛同いただきまして、アメリカでも多くのさまざまな前例があるわけでございまして、我が国としては轍を踏まない、そういう法案が通り、納税者も国民も安心して暮らせる、そんなことを望みまして、私の質問を終わりたいというふうに思ひます。(拍手)

○森本見司君 与えられた時間がわずかでございましてので、数点だけ質問をさせていただきたいと思つております。

大蔵大臣、連日大変御苦勞さまでございまして。また、本当に誠実にお答えいただいておりますので、私も心から感謝申し上げる次第でございまして。また、破綻前の処理法案、いろいろ御苦勞いいただきました皆さんに心から感謝申し上げます。昨夜、ここにはおられない方々とちよつと懇談しておりましたら、魔の木曜日が近づいたら大変怖かつたというふうに皆さんもおっしゃつていただいております。一方ならぬ御苦勞をいただいたんだと思つております。

これで破綻前、破綻後の両輪がそろつたわけでございます。これからいよいよ政府が責任を持つて私ども国会が決めた法律を運用していただくことになるかと思ひます。

今回のこの法律の成立によりまして、よく言われておりました護送船団方式が改められることになる。これは宮澤大臣もしばしばこの場でおっしゃつておられたことでもございまして、同時にまた、よく言われた経営者責任も明確になり、情報開示もできていく。今回のこの委員会の中で我々じくじたるものを

持ちましたのは、長銀のことに對しての情報開示がほとんどされてこなかった。いよいよ国会が終るようになってから債務超過ではないかというやうなことが言われ始める。これではやっぱり國民の皆さんもなかなか納得しない。こういった意味からも、情報開示がきちんとなされていくようになっていく。

同時に、前回のときも申し上げましたけれども、経営者のモラルハザード、今回もこの法案が衆議院を通過したときに、銀行関係者の方々がテレビに出ておられましたけれども、本当に責任を感じておられるのかな、何か評論家みたいな話だなというふうに思うことが多々ございました。

多くの資金を注入する。それはすべて国民の血税から来ているものでございますから、そのことを銀行経営者もよくわかつて、そしてさらに今回回國の事を一つの機縁として、国民の信頼にこたえられるように、我々もそうでございます。立法機關もそうでございますし、行政機關もそのように取り組んでいただきたいし、銀行もまたそのように取り組んでいただきたいと思ひます。

殊に貸し流りに對する問題、極めて深刻でございます。この法律ができてどう運用されていくか。貸し流りに對してはまだまだこの法律ができなからといってすべて解決できるとは思わない、心配だときのうも坂口発議者が答弁されておられました。どうぞそんなことのないように、経営者のモラルも含めて推し進めていただくように、大蔵大臣、ぜひよろしくお願い申し上げます。

大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる護送船団の時代が非常に長く続きました。その間、森本委員が言われますように、パンカーというのは、言ってみれば聖域にいたようなものでございます。大變居心地のいいところにいまして、責任を追及されるということもない。また、森本委員はよく行政を御存じでございますから御想像が付きますように、行政もまた、あえて癒着とは申しませんけれども、MOF担というような言葉がございますよ。

うに、そういう関係にございましたから、言いにくいことですが、まことにのうとうと暮らしておられた。銀行はと申しては悪うございますが、そうだったと思います。

それで、通般、いわゆる總會屋のあたりから銀行の中へ検査の手が入りまして、これは非常なショックだったと思うのでございますけれども、あのあたりから少し、何となく銀行の方々が世の中を見る目が違つてきました。この国会におきましても、法案をめぐつていろいろ厳しいお話がございました。私はそれは一々ごもつともだと思つて伺つていましたけれども、銀行の方々もちよつともう萎縮してしまつて、本當に新しく前へ向かつて物を考えてくれるのかなというような気持ちさえ私はいつときいたしております。

しかし、いろいろ国会でも強いおとがめがあつて、そして今度成立させていただくと期待しております法案も、各党でいろんな御議論があつて、こういう時代ですから、私はなるべく激変にならないようにといううなことを何度もお願ひしながら、しかしこれで銀行に競争、それから経営者の責任というものが初めて問われることになる。それは、いろいろ御質問については私は抵抗したりいろいろの申し上げながら、やっぱり新しい環境が生まれつつあると思つております。

行政の方はもうそれより前に実はとくに意気消沈しておりまして、もうかつてのようなことをする人もいなくなりましたし、気持ちもなくなっておりますので、その点も注意いたしますが、しかし初めてここで激しい競争のもとに日本の銀行がさらされて、そしていろいろ厳しい条件を法律におつけくださいましたが、これも考えてみますと、厳しくやっている銀行が結局得をする。あそこは非常にきついんだ、それが一種のPRとして、ディストロブしていることが自分の得になるというような方にかなり急速に変わってくると思います。

おっしゃいましたことは、これは金融監督庁が
本当はおっしゃらなさいけないんですが、私ど

も行政におります者も十分注意をいたさなきゃならぬと思っています。

○森本晃司君　大蔵大臣の率直なる御感想を聞かせていただきました。どうぞこれからもまたさらにやっていたきたいと思ひますし、金融監督庁の方も、今の大臣の意を体して銀行に対してはきちんとやっていただければと、こう思つておるところでございます。

両輪が整いました。ところが、医術は成功せり、しかして患者は死せりという言葉がございます。大事なことは、こういうものではでしたが、血は流れ始めたけれども景気は一向に回復しなかった、日本経済はさらに沈没していったということになっては何の意味もないと思います。

私はこの間から聞いておりましたら、經企庁長官は、長いトンネル、暗いトンネルの中に今入っているんだ、こうおっしゃいました。トンネルに入ったところか出口なのか、これはまだわかりませんし、これからそのことについては我々も仕事をしなければならぬと思っています。やみが深ければ深いほど晩は近いという言葉がござります。そのことを信じながら、今暗い中で何とかか晩を求めて頑張らなきゃならない。そのために景気対策には、大蔵大臣もおっしゃっていたと思いますが、ありとあらゆることを講じていかなければならないと思います。

その中でも、私は自分のライフワークでもございます住宅投資、このことが一番今の流れの中で波及効果も大きく、大事なことではないか。二十一世紀に向かって大事な住宅政策、きょうは建設大臣にわざわざお出ましいただきましたが、景気対策にもそうでございますし、日本人の生活を豊かにするという意味、それからもう一つはこれから先の少子社会に向かって私はこの住宅政策は極めて大事だと思うんです。

多くの先生方は近くの議員宿舎におられるので非常にわかりやすい例として申し上げますと、私のおります清水谷宿舎は、四疊半と六疊、共同でろ、これは不満を言っているわけではないんで

す。私はそれはそれでいいと思っています。一方、麴町へ行きますとすぐゆとりのある住宅にいらつしやいます。私は、その差の不満じやありません、満足しております。ただし、ふと思ひます。こんなところで子供ができるんだらうかと思つてみたりします。あの住宅はそのための機能ではありませんのでそれでいいわけでございますけれども、そんなことを考えたときに、住宅政策が極めて大事だと思うんです。

ひとつ建設大臣、どのように住宅政策について取り組んでいただけるか、お答えいただけます。
○国務大臣(関谷勝嗣君) 先生御指摘のとおりでございますし、ましてや先生は建設大臣もお務めになったわけですから、住宅政策は十分に御存じだろうと思います。

先ほど大蔵大臣が御答弁されましたように、金融関係の二法案が成立をいたしました。ですから、今世間を覆つております若い人は若い人なりの不安感、それから年配の方は年配の方の不安感というものを払拭していけば私は景気が上向きになってくる、またなつてこなければ困ると思つておるわけでございます。

そういう中にありまして、やはり住宅対策というのが私は景気のインシアチブをとるといいます。どうか喚起する大きなものだろうと思っておるわけでございます。これからは居住空間を拡大して、居住水準の向上を図っていくというようなことに力を入れていきたいと思っておるわけでございまして、景気対策臨時緊急特別枠などを活用しながら、それから住宅金融公庫の融資の拡充というところに今大変力を入れております。経済緊急対策の方からもこの金利の問題等々も含めて今鋭意検討をしておるところでございます。来週あたりには一つの答えを出していくことができると思っておりますが、住宅の振興になお一層努力をしていきたいと思っております。

○森本晃司君 時間があとわずかでございますので、別々にお伺いしようと思っていたんですが、建設大臣にまともにお伺いをさせていただきたい

と思ひます。

景気回復に對して最も有効であるのは、私は住宅ローン利子所得控除制度を創設すべきではないかというふうに考へております。

アメリカでは既にその制度が行われておりまして、新築住宅あるいは中古、それからセカンドハウスに至るまですべての期間にわたつて控除が認められる制度になつてゐるという状況を考へましたとき、経済界からも強い要望がございまして、ぜひそれを実現していただきたいということ。

それからもう一つは、最近の住宅金融公庫融資の延滞状況を見ますと、延滞件数でいきますと七年度一万四千二百五、八年度一万五千八百、九年度一万八千五百二十五という状況で、だんだんふえてきてゐるところでございまして、平成五年と六年度にゆとり償還を利用された方がおられる。このゆとり償還の五年という期間も私は思ひます。またそれ以外の住宅ローンの返済が困難な状況にある人が、今失業もふえて数多くあります。そういうことについて建設省がどう取り組まれるか、お伺ひします。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 二つの御質問がございまして、まず一つが住宅ローン利子所得控除制度を創設したらどうかということでございます。

これは、先生にはもちろん釈迦に説法でございますが、住宅促進税制というのがございまして、今六年間でございまして、これを十年間に延長しようという動きがあるわけでございますが、それだけで十分であるかどうかといひますと、ローン利子の方が経済効果は大きなものではないかというふうに言われておまして、これは建設省でも現在検討をいたしておるところが事実でございます。

住宅取得促進税制とローン利子税制、ローン利子税制はちよつと控除期間が長期であるから、したがつて高額所得者に対して有利ではないかと

言われております。それから住宅促進税制の方は、これは中堅層の方々に有利ではないかというふうに言われておるわけでございます。今の流れは住宅促進税制を十年間に延長する方の流れが大きなものではございまして。

しかし、先生御指摘のように、ローン利子の所得控除ということも大勢の方々の御支持がございまして、ですから、そのことは今後前向きで検討をしていきたいと思つておるわけでございます。

それから、平成五年と六年度のゆとり償還を利用された方がございまして、十年から返還が始まるわけでございますが、これは今それを最長十年間延長しようかということをやつておるわけでございます。とにかく新築住宅着工を進めるために、もうあらゆる手を建設省は考へておられますので、このローン利子の問題あるいはまたゆとり償還の期間延長の問題、これは前向きでやつてまいります。

○森本晃司君 建設大臣ありがとうございます。力ある建設大臣でございますので、どうぞその力量を思う存分發揮していただきますことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

まず、官澤大蔵大臣にお聞きをしますけれども、大蔵大臣は、八月一日の朝日新聞のインタビューでこう述べておられます。「公的資金の三十兆円を増額する用意は」という質問に対して、「(増額は)いろいろがない」と思ふ。健全銀行への資本注入でも、破たんによる預金者保護でも、あれだけの額は使えない。三十兆円で余るといふにこのときはおっしゃつていた。それが八月一日です。二カ月余りで六十兆円と二倍化した。このわけを御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(官澤喜一君) それは、八月一日に申しましたのは、そのときにございしました制度のもので申したことでございますが、今度二つの法律案が国会でお認めいただけるようになりますと、

既に通過いたしましたものは破綻あるいは破綻に

より近いケース、それを扱わなければなりません。もう一つ御審議中の法案は、これからいよいよ持続可能な金融機関に対して力をつけていくということでございますので、この二つの法案の求めるところを処理しようといひますと、かなりの準備をしていただく方がよいといひ各党の御意見は、私もあえてそうではないと申し上げる理由はございまして、私も各党のおっしゃることを承つていまして、二十五兆円というのを考へてみますと、全国の債務が六百兆とよく申しますから、その四割ぐらゐに当たる。そうしますと、資本率が二割の銀行は四割上乗せすると六割でございますが、その程度の増強に当たれば、なほはたくさん手をお挙げになる方があれば、二十五兆あればまあ大丈夫だろうということ。

それから十五兆の方は、一般にいわれる積み立てをしておりません。債務が十四兆あるといふに言われておりますから、十八兆といふのはそういう話かな。これは各党がいへるお話しになっていらつしやることを私も各党に計算してみたいといふことで、積み上げた数字ではございせんけれども、そういうことで、各党の御主張であればそれもごもつともだということ、先般、予算の第二号補正をお願いしたわけでございます。

○小池晃君 まさに今おっしゃつたとおり、金融再生法が成立した、三党修正を経てかなり変わった形で成立した。そして早期健全化法案が今審議され、これに追加されようといひます。要するに、法案が変わつたから投入する公的資金の額が二倍に膨れ上がったといふことをまさにお認めになつたんじゃないかといふふうに思ふわけでありまして、税金投入の対象が広がつたから公的資金の枠も広がつたといふことだと思ふんです。

すなわち、早期健全化法案、きのうも審議されましたが、資本注入の対象が事実上無制限であることが明らかになりました。すなわち、資本注入

に要件があるといふけれども、健全行には「その他特にやむを得ない事由がある場合」、著しい過少資本行には「その他特に必要と認められる場合」という例外があつて、いずれもシステムリスクだと保岡議員はそう説明されました。システム危機、危機管理という口実であればこれは無限にどんどん広げていくことが可能なんだ、これならどこでも資本注入できるということがまさきにこの議論で明らかになつたと思ふんです。こういう仕組みができたから公的資金の枠も広がつたといふことだと思ふんです。まさに、今度の早期健全化法案、これはさきに成立した金融再生法とあわせて、大蔵大臣も八月の段階では想像もできないほどの規模の税金投入による銀行応援のシステムができた、そういうことがはつきりしたといふふうに思ひます。

その上で、貸し流しの問題をお聞きしたいと思ふんですが、この早期健全化法案は第一条の目的に、不良債権処理を速やかに進め、銀行に資本注入して健全化を図るというふうにしております。そうすると、一体善良な借り手がどうなつていくのかという問題であります。ただでさえ今銀行による貸し流り、資金回収で中小企業などは大変な状態に置かれてゐる。返済を迫られて、貸出金利の引き上げや担保の積み増しを要求されてゐるという話がどこでも出てきています。この法案ができて貸し流りの解消には結びつかないのではないか、いや、むしろ不良債権処理の名のもとに貸し流りが強まるのではないかとこのように考へるんですが、発議者の方、いかがですか。

○衆議院議員(山本幸三君) 貸し流りの問題でございまして、貸し流りの解消を図ることを考へるためには、まずその原因を明らかにしなければならぬと思ひます。

私どもは、貸し流りの主たる原因といひますのは、銀行のバランスシートにおきまして不良債権が大量に滞つてゐる、これが最大の原因であらうと思つております。つまり、不稼働資産である不良債権が銀行のバランスシートに大量にあるもので

すから、自己資本比率のことを考えますとどこかでそれを調整しなければいけない。不良債権の部分は扱えませんが、健全な借り手のところを絞るという形で貸し渋りの現象が起こっていると考えております。

したがって、最善の貸し渋り対策というのは、銀行のバランスシートから不良債権を落としてしまふ、直接償却してしまふということが大事であります。不良債権の処理といった場合に、間接償却、つまり引当金を積むだけの話と、帳簿上の処理、最終的に処理する、帳簿から落とすという、その二つがありますが、前者の引当金を積むというだけでは問題は解決しません。本当に不良債権の処理というのは帳簿から完全に落としてしまわなければ最終処理にはならないと思います。

それでは、バランスシートから最終的に落とすにはどうするかといふこと、これには二つの方法があると思います。一つは強制的なやり方でありまして、競売等で強制的に担保の部分を回収して落とす。第二は、債務者と間で話をつけて、債務者の了解をとって任意売却をしてもらうて、担保の回収をする、そして最終的に処理する。ある意味で債務者の代物弁済とそれに伴う債権放棄ということが相まって任意的にできるということだろうと思います。

私どもは、この任意売却を進めるために非常に有力な手段として不動産関連権利調整法というのを考えておりました。この法律ができるとそういうことが本当に進むわけでありませうけれども、残念ながら十分な理解が得られず日目の目を見ないままに終わってしまったことを少し危惧しております。

いずれにいたしましても、これまで銀行はそういう意味で最終的な処理をするというのを怠ってきたことは事実であると思います。単に帳簿上の処理で引当金を積むだけで事足りるという傾向があったことは否めないと思いますが、今回の法

案では、たゞいま御指摘がありましたように、目的にはつきりと不良債権の処理を目的とする、そしてそのために健全化計画にそういう直接的な処理をやらうというところを書いて、それをきちんと履行事項をフォローしていくということにしたいと思っております。

なお、日銀総裁も昨日の会見で、銀行はデブスクロージャーによりましてどれくらい不良債権を消せるかはつきりと示すべきだと言っておられますけれども、全くそのとおりだと思っております。したがって、そういう意味で不良債権が直接償却される、最終的に処理されることによって銀行のバランスシートから消えますし、貸し渋りにはする必要がなくなりますし、銀行の業務純益も劇的に改善するということ意味で、また、借りている方は超過債務がなくなるわけですから、日本経済は直ちに立ち上がる、担保不動産が市場に出てくるということでも解決するものだと思います。

○小池見君 銀行がほとんど不良債権を切り捨てていったら、中小企業の人たちは不良債権に扱われて破綻するしかなくなるんじゃないですか、切り捨てていくだけになるんじゃないですか。それは全く説明になっていないというふうに思うんです。

それと同時に、今経営健全化計画というふうにおっしゃいました。これが法律化したのは今回初めてでしようが、十三兆円スキームのときに金融危機管理審査委員会の経営健全化計画のひな形、これですね。これがあるわけですか。（資料を示す）

ここに「金融の円滑化」と、まさに今回の法案で書かれている全く同じ項目を出させる、貸し渋り改善計画を出させることになってた。同じことをやっていったんです。ところが、これは大蔵大臣もお認めになったように、全く貸し渋り解消に役立たなかつたわけでありまして、三月の資本注入は。そして、私は、ことし三月に出された貸し渋り改善計画の中身を見て非常に驚いた。これ、三和銀行です。何と書いてあるか。貸し渋りをやっ

ているという認識すらないんです。

当行としては、従来より、財務内容の健全性を確保しつつ、円滑な資金供給を行っていただくために、貸出業務に積極的に取り組んでいるところである。

今般、公的資金による自己資本の充実を申請するにあたっては、本措置の趣旨をあらためて重く受け止め、金融の円滑化に向け、より一層努めてまいりたいと考えている。

こう書いてあるんです、積極的にやっているんだと。

ところが、実際の中小企業向け貸し出しは九六年度末では貸出比率七九・五％、十九兆五千七百億円、九七年度末では七七・七％、十八兆八千三百億円、減っているんです。住友銀行も同じように、今後とも引き続き努力します、貸し渋りはやっけないといふふうに書いてある。こんなことをぬけぬけと書いてあるんです。

大蔵大臣、お聞きしますが、自殺者まで出るような貸し渋りが進んでいるというのに、貸し渋りはやっけないといふ。そういう認識はない。そういう銀行相手に幾ら資本注入しても、私は、そういう健全化計画を出させてもこんな実態であれば、何ら貸し渋りがなくなる保証はないのではありませんか。こういう銀行の認識をただすことが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○国務大臣（宮澤喜一君） 私、銀行の支店長さんは恐らくいい貸し出しをするよりは回収の額が多い方が出世するというところに今でもなっていると思います。実は、それはほとんど不良債権がふえてきますからどうしてもそういうことになっていくので、そういうことはやはり認めて、そして政府機関も一生懸命やりまして信用補充もいたそうとしていきます。

しかし、市場経済ですから、政府機関のできることは限りがありますので、どうしてもそれは民間の金融機関にやってもらわなきゃならない。リストラをしると言っているのをごいいますから、きのうも佐藤委員が言われましたけれども、

リストラをしると言いますと、どうしても資本調達ができないから、分母を切るしかないじゃないですかと言います。それはそれで一つの理屈として聞いてやらなきゃならないから、それだったらやっぱり資本を強くなることの手助けをするしかしょうがないわけでごいいますね、市場でとれませんし外国からもとれませんから。

ですから、じゃ資本を強くなることを法律で認めを願いましうとこのように御審議を願っているわけで、それでひとつ貸し渋りというものを改めて、その態度を変えてもらわなきゃならぬ。

昔の計画にもあったとおっしゃいますけれども、わざわざ法律に掲げてそれをやってもらうて時々チェックするといふような、そういうことで、これだけのことを国もするんだからもう貸し渋りなんというものは理屈がないよと、国民の皆さんも、おっしゃられるようなことをさせませんと、リストラというのとは違っておけばやっぱり貸し渋りにつながる。私はおっしゃるとおりだと思います。それに対応しようとして努力しているわけでごいいます。

○小池見君 一般論として努力をしているということは幾らでも言えると思うんですが、今現在どういう政治が行われているか、どういう対策がとられているかというところが問題だと思ふんです、指導がきちっとできていくかどうか。

三和銀行の問題はこの国会が始まった最初の予算委員会でも取り上げました、資金回収マニュアル。三和銀行は同行の行内ルールに違反する文書だということを言ったそうでありまして、そして金融監督庁も同行の内部管理体制に関し処分を検討するといふふうに予算委員会に文書を提出しておりますが、これは資金回収したことに対して反省しているわけじゃないんです。こういう文書をつくったことがまづかった、三和銀行も金融監督庁もそういう態度をしている。これはあきれた話だと思ふんです。

ところで、金融監督庁は早急に処分するというふうに言われております。これは文書です。これ

はどうなりましたでしょうか、処分いたしましたか。

○政府委員(日野正晴君) 去る八月二十一日の当院の予算委員会、筆坂議員の質問に対しまして、今お話がありましたように私の方で申し上げたところでございます。

とりあえず、三和銀行の内部での調査とそれに基づき処分ということも私どもが求めておりましたところ、本日、三和銀行から報告があつたところによりまして、去る九月三十日に管理者であります審査第二部長、それから次長を随責処分いたしましたというところでございます。随責処分といふと、一般職の国家公務員で言いますとほぼ戒告に当たるものというふうに理解しております。恐らくこの二人の職員は人事記録にそのことが記載されまして将来の昇進あるいは給与等に影響がある、そういった処分というふうに聞いております。

こういった処分を行ったというふうに聞いておりますので、私どももいたしましては、これを受けまして、銀行法二十六条一項による処分を行うかどうかというところについてこれからまたさらに検討をしたいと考えているところでございます。

○小池晃君 私にまさききょう質問するその日に報告がある。本日に偶然の一致にしてはすばらしいものだと思いますが、この資金回収マニュアルも我が党が国会で取り上げなければ明らかにならなかった。そして、私が質問するといふその日に処分が報告される。金融監督庁は一体何をやっているんですか。こんなことでは国民は納得しない。

またも銀行に対する指導すらできていないのに国民の血税を多額につき込む今回の法案に断固反対する、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

○山本正和君 官房長官がお見えいただいておりますので、まず初めにちよっとお聞きしておきたいんですけれども、今度の金融問題を議論しております、いろいろな議論があるわけですから、こ

も、率直に言ひまして、国民全体がどうもやっぱ銀行だけは特別に保護しているんじゃないか、こういう印象を持つその背景に、政党への銀行からの献金というものが長く続いていた、それがどうも何かはつきりしないという感じがずっと続いておると私は思ふんです。

小淵総理も、これについてはかなり今までの姿勢とは違つた形でいろいろ意見を表明されております。これは自民党だとかあるいは社民党だとか政党の問題を超えて、政府としてこの際やっぱりこの種の問題に対してはどう思うかという見解を出してもらった方がいいように私は思ふんです。

確かに法律上は自由でありますけれども、しかし、事のモラルの問題として、国を統治していく責任ある政府という観点からいふ場合に、果たして銀行という、こういうまさに国民生活全体に大きな衝撃を与える機関からの政治への、政党への寄附というものはどう考えるのか。この辺をひとつ官房長官から、政府を代表する立場も含めまして御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(野中広務君) 私は党を代表する人間でございますので、きょうは党の総裁たる小淵総理がこの席にはおりませんので私に御指名があつたのかと思ひますが、今、山本委員が御指摘になりましたように、我が党は平成八年まで金融機関の献金を受けておりました。けれども、平成八年の事態に至りまして、従来の献金を辞退することにいたしました。従来借入金をしておつた部分のみについて献金をいただくことに變更してまいりました。

先般、今回の法案の一連の審議過程におきまして、党首会談におきまして御党の土井党首からこの問題について厳しい御指摘がございました。小淵総裁は、それを受けて今日の六日、党幹事長に對しまして、党において検討してくれるようにという指示をいたしまして、九日、森幹事長が党内に諮りまして、従来借金として献金を受けておつた借入金返済部分についても、公的資金を投入する

金融機関からはそれを含めてすべて御辞退を申し上げるということを決めたわけでございます。今後この方針で進んでまいりたいというように党は考えておるといふ実情を御報告申し上げます次第でございます。

○山本正和君 党内でいろいろ議論がございになることもよく承知してありますし、長い政治的な体質の中で、また各党ともそれぞれいろいろな事情を持つてゐる中で、今ここで一挙に云々ということは私も申すつもりはないんです。

しかし、少なくとも、こういう事態を契機にやっぱこれはきつちとしていこう。小淵総理も本会議答弁でもおっしゃつたと思ふんですけれども、この前の法律の条項に従つて対処していきたいということも言つておられますね。ですから、みんなそのことは考え始めていると私は思ふんです。

そういう中で、国民の皆さんに、銀行がこういう状況になつたら大変なんだ、何とかこの金融問題は国の力で国民の皆さんの理解を得てやうていきたいということを言うこの時期に、政治の世界という立場から、もうこれからは銀行からは、正直言つて銀行の役員の方々は金持ちなんですから、個人献金は幾らもらつても私は構わぬと思ふんです。しかし、少なくとも銀行というのは貧乏な人から含めたたくさんさんの預金の中で活動をしてゐるわけですから、銀行からの、要するに企業からの献金はいただかない。頭取なんてもう年収何億という人がたくさんおられますから、その人からいただくのは何ぼもらつても私は構わぬと思ふんです。

その辺のことはやっぱ、私は特に野中官房長官が今までのいろいろおっしゃつたり、特に基本的な人権の問題なんか強く主張しておられることもよく承知してゐるんです。非常に正義感の強い政治家として私は私なりに尊敬してゐるわけでありまして、今度のことを含めて、政治家として今どう思われるのか。これは今すぐにはいきませんよ、これから考えましようという、野中官房

長官の個人としてでも結構でございますから、ひとつ御決意いただかせませんか。

○国務大臣(野中広務君) 政治資金のあり方、政治献金のあり方というのは常に節度を持つてやうていかなければならないと思つております。なかなか我が国において政治献金というのが個人献金になじんでおらない状況の中で、これからやがて企業・団体献金が禁止されるときがもうそこに来てゐるわけでございますから、私どもも個人献金というもののあり方を、国民の皆さんに政治に参加していただく意味で、ぜひ努力をして、その中で政治献金というもののモラルを確立していかなくてはならない。もう委員は十分御承知のやうに、例えば労働組合などは人も金も丸抱えという問題もあるわけでございますので、お互いにそういう点で自助努力を政治家一体としてやうていかななくてはならないと存じております。

○山本正和君 各党ともそれぞれ抱えている問題がありますから、これはやっぱみんなできちつとやうていかなきゃいけない、私もそう思ひます。ただ、今おっしゃつた方向でぜひ、長い間の政権党であり続けた自由民主党がこれをきつかけに真剣な議論をされることを、これはひとつ総理にお伝えいたしますようにお願いしておきます。

そこで、もう時間が余りありませんので一言だけ大蔵大臣に御見解をお聞きしたいんですけれども、いろいろ言つておられますが、確かに今の金融問題、銀行そのものの困つた体質といふものに起因していることはよくわかるんですけれども、そればかりでなしに、いわゆるブレストンウッズ体制といふか、そこから来て、もうどうにもならない矛盾がやっぱ我が国にもこれが大きく経済を揺さぶつた。

そういう中で、私も実は一遍お聞きしたいと思つたんですけれども、アジア基金を官澤構想といふ形で三百億ドルを用意しようという構想をされた。私はひょっとしたらこれは転機になるんじゃないかという気もするんです。ですから、こ

れからの世界経済の中での日本の果たす役割というところも含めて、いわゆる官澤構想について、これを、委員会での議論が余りなかったように思うものですが、三分しかございせんけれども、ひとつぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(官澤一君) 昨年の夏以来、通貨危機に見舞われました多くのアジアの国々は、当然のことですが非常な不況であり、輸出不振であり、国内的にも対外的にもいろいろな政策を行わなければならぬ現状でございせんけれども、残念ながら金を持っておりません。したがって、国内で公共事業をする、あるいは社会的なセーフティネットを張る、あるいは失業問題、また金融機関のリストラクチャー等々すべて金が要ります金がございせんので、我が国がその資金調達についてひとつ手伝いをしようと考えまして、金を国際的に借ります場合の保証、あるいは利子補給、あるいは国際的な金融機関から借りるときは日本も一緒に協調融資をするといったようないろいろな方法で、百五十億ドルだけまず用意しようとする。それは主として輸出入銀行が関係をしたしませんが、直接的な経済援助も入ります。それが一つ。

それから、各国とも輸出をしなければならぬわけでございますけれども、残念ながら輸出をするための原材料を買う金がないということでございますから、それは為替の問題でございせんので、日本から短期資金を提供しよう。それが百五十億ドル。合わせて三百億ドルということ。この間各国の蔵相並びに中央銀行総裁にお話を申し上げまして、各国から直ちにバイラテラルな交渉をしたいとお話があつて、いつでもこちらはよろしうございせんと思ひます。

そこで、これはそれだけの考え方で今進んでおりますけれども、御示唆がありましたように、やがて各国が円というもののいろいろな意味でなじんでくる可能性はあるいは生まれるかもしれない。それを非常に願つておるといふ意味ではございせんが、しかしそうになりましたら、円を東京市場

で運用できるようなマーケットをつくりませんと、殊に短期の運用でございせんが、トレジャリービルみたいなものでございせんが、そういう短期資金市場を持つておりませんと、持った方がいい運用の仕方がないという問題が出てまいります。そうなりましたら、やはりそういうふうにしていきなさいと思つておりますけれども、今のところはまだ、そういう可能性はあるかという御示唆に對しましては、そういうことはなればいゝことだと思つております。

○山本正和君 どうもありがとうございます。ひとつこれを契機にアジアが元気になるようにというところで、さらなる御努力をお願いしておきます。

ありがとうございます。(拍手)

○渡辺秀央君 大変迫つてまいりまして、いよいよ長丁場のこの委員会もこれで一つの車の両輪がでか上がるといふことにならうと思つてますが、時間が全く限られておりますので、一つだけ先に、これは大蔵大臣に感じだけ。

再生委員会ができました。この担当は別として、再生委員会ではいわゆる資金をこれから投入していく基盤、やっぱり国民から見ますと、そこが明確にしてあつた方が私は今度のこのスキームがより国民の支持を得るといふことにつながると思つて、どう考えてみましても、今審査会でやつてゐることは、内部にあるようだけれどもそれは表には出ていない。今度の場合は、これを表に出して、そして、こういうことでやる。だから安心をしないとか、安心してどうぞ資金を申し込みなさいとか、あるいはまた国民から見れば、別に国がとんでもないものに金を入れているわけじゃないぞというところもわかるわけだし、そういう意味でこの再生委員会に対する基準を官報などに公表したらどうかという感じがいたしますが、またしっかりした基準をつくるということももちろんですけれども、どんな大蔵大臣のお感じでしょうか。

○国務大臣(官澤一君) 便宜私からお答え申し上げますが、この法案におきましてはたくさん要件を書きまして、こういうことが全部満たされていなければ資金の導入はできないよと書いてございせんが、それは法律でございせんが結構粗っぽいものでございまして、それだけではないかなと思つてゐます。したがって、今度は再生委員会がおつしやいますように、例えば経営の合理化とか経営責任とか株主責任なんというものをどういふふうにするかというところについては、法律にございせん大きな基準に従ひまして細則と申しますか、それをさらに細かく書きまして公表いたそうと。

御趣旨はまことにございせんと思ひますから、そのように運営してもらつてもいいと思ひます。○渡辺秀央君 大変結構なことだと思ひますし、ぜひ御期待をしたいと思います。結局、再生化法とそれから早期安定化法がでか上るわけでありますが、私は、今さら死んだ子の年を数えても仕方がないので、我が国としてはアメリカと違つて景気を立て直して金融問題に取りかかれなかつた、要するに同時着陸をさせなかならない、しかもスピーディーにやらなかならない、これは本当に容易でないことだと思ひます。

そういう意味では、官民、国を挙げて取り組んでいかなかならぬことだといふふうに思ひます。ときに、やっぱり欠かせないことは、金融業界とそして所管監督官庁との信頼関係あるいはまた、もうこれは今度は与野党挙げてやってきたわけですから、国会という政治家というか、それといふゆる金融業界との信頼関係、こういうものが助長されていかなければ、この法律はつくつてもどうも疑心暗鬼であつたり、あるいはまたお互いの誠意が通じなかつたりということになつていく心配が出てくるような、生意気ですけれども感じがいたします。そういう意味では、とにかく当事者がお互いに心を込めて、この法律に対する本當の趣旨あるいは心というのをお互いが読み取り合つていくべきであらうという感じがしてなりません。

私はそういう意味において、我が党においては、少なくとも再生化法においては、きのうもここで議論されたが、いわゆる破綻しつつある、いや破綻している金融機関には国民の金は使ひませんと、この法案だけは、スキームが実際にはそうならないといふ答弁はありましたが、しかし、国民はさっきのまさに御質問のとおりで、私もそこが一番の不信感なんです。であるとするならばということ、あえて我々は初心を貫いた。しかし、当然それは運営の中でリカバリーされていくだろうと期待はしております。

そして、私たちはいよいよこの健全化法において、多少弱つてゐるけれども、これから日本の経済の再生とアジア経済の再生のために思い切つて国内のな措置の一環として資金を投入してあげよう、それによって日本の経済、金融機関の活性化がよみがえる、そこはひとつ大胆にいこうということ、政府あるいは自民党の案をさらに私どもが要望して今度の修正案にさせていだいた。そういう意味においては、私も自由党として、今度の問題については、私も自由党の一翼を担つて、金融業界あるいはまた日本の経済界、そして経済の活性化のために責任の一翼を担いながらこの法案に対する努力を重ねてきた。何とかこの法案がいよいよ国民の期待、世界の期待にこたえられるように、ぜひ円滑かつ効率的、そして成績をきわめて、具体的な面で助長してもらへるよう期待をして、私は自由党としてこの法案に対して賛成をし、この法案が国家百年の出発になつていくことを心から念じて、大蔵大臣の長い間のすばらしい、本當にすばらしい率直な御意見を承りまして、私も當時を思い出しながら聞いておりました。

そういう意味では、大蔵大臣は最後の、言うならば、あともう一回大蔵大臣をやつてくれといったってそれは次の内閣はどうかということでしょうが、大蔵大臣としてのそういう意味でのお務めになられたことだと思つております。そういう意味で、ぜひ御決意あるいはお感じを一言だけお

聞きて、私の質問を終わりたい、こう思っています。

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの二つのセツトの法案の御審議に当たりまして、両院でたくさん御質疑があり御批評があり、また修正が行われました。私自身は、その御質疑の中で、非常な激変になることはなるべく避けられたらなということをしれば申し上げてまいりましたけれども、しかし今終わるに当たりまして、修正をしていただいたことはやっぱりあれでよかったという感じがいたしております。

恐らく金融界は、御審議の過程で一喜一憂と申しますか、えらいもうきついことになりそうだと思います。いろいろあったと思えますけれども、これで法案の内容が法律として確定いたしますので、そういう部分は、一種の不安要因はと申しますで、かわらない要因はなくなりまして、この法律の施行に当たりましては、やはり基本的には信頼感が大事でございまして、御修正の意義を生かしながら、十分にお互いの信頼のもとにこの法律が運営されていく所期の目的を達することができまうように、私も政府としてはもうベストの努力を、最善の努力をいたすつもりでございまして、またいろいろ御教示をお願いいたしたいと思っております。

○渡辺秀央君 どうもありがとうございます。(拍手)

○水野誠一君 私は、最後の質問ということもございしますが、自民党発議者、できるならば保岡先生にお尋ねをしたいと思っております。

民主党提出の対案、これは簡単に言いますと、金融機関が保有する有価証券の評価あるいは債権分類ごとの引き当の問題、こういうものをより実態に近い評価、言いかえれば厳しい評価を行う、それによって客観基準によって存続可能な金融機関に資本注入を行うという考え方だと理解しております。これは私は一定の見識であると評価をしております。

それに対して自民党案、保有有価証券の評価が

選択制であるということでございます。これは今までも随分皆さんからも出ましたが、低価格法によって保有有価証券を評価すれば過少資本になる金融機関が原価法を選択することによって健全な行という評価にもなり得る、こういうあいまいな部分がどうしても残ってくる。私は、このところが非常に重要な問題であります。今仮に自己資本比率ごとの要件を細分化しても、そのもととなる評価基準があいまいだという状況の中で本場に市場の評価を得ることができなかろうかということ、これは私は大変重要なポイントだと思っております。その点について最後にもう一度御確認をさせていただきますというのが一つ。

それからもう一つは、金融再生委員会の運用、今回の法案というものは手続のメスだとかそういう道具がそろったということだと思っております。これを實際運用していく、これは金融再生委員会にゆだねられるところになるわけでありまして、そこでの裁量行政、非常に裁量部分が大きくなってくるという点に対して、こういう状態が新しい金融の秩序をつくり上げることにつながっていくのかどうかという点、この二点についてお尋ねをしたいと思っております。

○衆議院議員(大野功統君) 資産評価の点でございすけれども、水野先生おっしゃるとおりでございます。

したがって、まず資産評価、第三、第四類につきましても、もう年内にでもきちっと実態調査を踏まえた上でガイドラインをつくっていただきたい、つくらせたい、このように思っております。まず、第二分類につきましても、一年ぐらいをめどに十分検討の上ガイドラインをつくるべきである、このように思っております。

また、有価証券、株式の評価につきましても、世の中が落ちつき次第、危機管理というのはやはり時価評価、低価格法でなきゃだめじゃない、おっしゃるとおりでございます。そういうきちっとした評価の上で自己資本を算定していく。自己資本につきましても、昨日も議論がございました。い

わゆるBIS基準でティア1が少し弱い、ティア2には有価証券の含み益が入っている、こういう問題点があります。そういう意味で、十分にこれから、今はちょっと甘いところがありますけれども、近い将来に厳格な基準でやって、そしてまたせつかく枠組みができたわけでございますから、健全化法として銀行法二十六条の早期是正措置、これが提携しながら国際的な市場の評価にたえられるような金融システムをつくっていかねばいけません、このように考えております。

それから、第二の行政裁量でございます。裁量行政、あしき裁量行政と言われるものは、私は一つは、法的根拠もなく、その法的根拠に基づき基準もない、こういう場合は全くあしき行政裁量だと思っております。今回の場合は、法律はある、基準も金融再生委員会をつくってまいらう、先ほど大蔵大臣がおっしゃったとおりであります。それから第二には、責任者が明確になっていくこと、これはいわば第三委員会、金融再生委員会がございす。ここできちっと責任をとってやってもらうことが大事である。第三の要件は、私はアカウンタビリティーだと思っております。

枠組みはできておりますので、この運用は、ぜひとも金融再生委員会がきちっとした処理をして、運用において実際に裁量行政などと言われないうちに頑張っていくべきである、このように考えております。

○水野誠一君 時間がなくなってきました。大蔵大臣に、前回の質疑の中でも、今の金融情勢、もう混沌である、カオスである、しかしそのカオスの先にある金融の秩序をつくっていくかという点においては、今の道義立てがそろったということに安心をしないで、やはりもっともったという先のグラントデザインを特に大蔵大臣あるいは総理にしっかりと描いていただきたい、こういうことをお願いしてまいりました。

貸し渋りの問題というの、決して今回のこういった法案が整備されたことによってそう簡単に改善されないんじゃないだろうか。それはなぜな

らば、国際的な一つの傾向として、総貸出資産というのには圧縮される方向にどうしても向かわざるを得ない。そういうときには、この間もちょっとお尋ねいたしましたが、直接金融市場の整備、こういうものもやはりあわせて考えていかねばいけませんというところだと思っております。

したがって、お答えは結構でございます。一つ御要望をして終わりたいと思うんですが、この金融システムの再生強化のしっかりとしたグラントデザイン、ビジョンを、これから宮澤大蔵大臣が大臣をお続けになるのかあるいはさらに後継者にお譲りになるのかよくわかりませんが、しかし、しっかりとしたその道筋をつくっていただきたい、かようにお願いをして、質問を終わりたいと思っております。(拍手)

○菅川健二君 まず、大蔵大臣、連日御苦勞さまでございます。私、かねがね大蔵大臣には郷土の大政治家として敬意を表しておるわけでございす、最後に一つだけ御質問させていただきます。

昨日、日銀総裁が公的資金注入につきまして、大手十八行が一斉に申請することが望ましいと発言をされたやに伺っております。いつか来た道にまた戻ったのかなという感じがいたしたわけでございす。大蔵大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) せんだってワシントンでG7がございましたときに日銀総裁も出席をしておられました。その際に、日本にも伝えられたところでございますけれども、実は日本の大銀行といえども非常に過少資本である。少し誤って伝えられた部分がございますけれども、日銀総裁の真意は、本場に資本を厳しく、ティア2なんということを言わずに資本金と準備金ぐらいい限って見れば、貸し出したの比率は非常に小さいのだということを言われたわけです。それは本場でございすから、そういう意味で日銀総裁は、このたびの法律が成立いたしましたら、各行はみ

ずから振り返ってそういう姿を直してもらいたい、そうでないと中央銀行としてはやはり非常に不安だということを思っておられることは事実であります。今回もそういう気持ちでおっしゃったと考えます。

ただ、そのときに何となくいろんな横並びの感じでおっしゃいましたのか、私は直接伺っておりませんので、きっと真意は、どの銀行でも本当に厳しく自分の資本というのを見たら、何%とそう大きな比率ではないのじゃないですか、したがってそういう意味ではやっぱり資本を充実した方がいい、そういうことは要らないという銀行はそうそういないのじゃないかなという気持ちを言われたのだと思うので、その点では私は同感でございます。

○菅川健二君 私は横並びが少し気になったものですから。基本的に今回の場合、銀行の顔が見えない、自己改革の意欲のない銀行に公的資金を投入してもどぶに金を捨てるようなものだと思うわけでございます。したがって、今度の法が成立した場合、法の運用に当たりましては、各銀行が主体性を持って奮起するような対応をぜひお願いしたいと思っております。

次に、先ほど山本議員からる説明があったわけでございますが、不良債権の間接償却では究極の処理にならないんだ、直接帳簿上から不良債権を落とすというのが究極の処理策だという発言があったわけでございます。私もその点同感でございます。主要な担保不動産の流動化、そして有効活用が大変重要ではないかと思うわけでございます。この問題がなかなか言われてはおるんですが進んでいないような状況ではないかと思うわけでございます。

そこで、一般的な対策といたしまして企画庁長官にお聞きしたいということ、具体的には建設省所管の住都公団等がかなり大きな役割を果たしていただかないといかぬわけでございますので、具体的な事業実施に当たって建設大臣のお考えをお聞きたいと思っております。

○国務大臣(橋本太一君) 御指摘のように、今日、金融機関を初めといたしまして、多額の不良債権が不動産に関係しているわけでございます。これを本当に実需のあるところに回さなきゃいけない、これは強く私たちも感じておるところです。

日本の今までの不動産に対する、土地に対する考え方は、土地は資産であると考えておりましたから、できるだけこれを動かさないで、そして個人については資産再配分の思想があって、流動に對してかなり税金も高いし登録税も高いし、いろいろ動かないようにしていた。これをこれから土地は資産である、これは日本経済、日本国民の資産だから一番上手に利用する、有効に利用するところに流れるように流れやすくしなきゃいけない。そういう意味で、制度、税制その他いろんな面で再検討する必要があると認識しております。

○国務大臣(関谷勝嗣君) 先生御指摘のように、不良債権をまず解決して金融システムの安定化を図るということが入り口としますと、建設省で担保となっておりまして不動産の流動化と有効利用を図るというのがその出口だろうと思うわけでございます。

そのためには、現在使われていない土地の、低未利用地の整形・集約化というようにことに努力をいたしております。その実数でございますけれども、平成十年度の第一次補正予算において、出資金二千億円、財投一千億円、計三千億円の予算措置を行って土地取得等を行っておりますところでございます。

そして、本年七月から土地情報の仮受け付けを実施いたしました。九月末日までの三カ月間で二千三百二十五件の売りたというものが出てまいりました。大ききから言いますと八百二ヘクタールその情報が寄せられておまして、今後なお増加する見込みでございますから、そういうふうにきちっとした形の土地等整備をして販売をしていきたい、増進をしていきたいと思っております。

○菅川健二君 どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 他に御発言もないようですので、衆議院提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の質疑は終局したものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○福山哲郎君 私は、民主党・新緑風会を代表して、衆議院提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

十三日、衆議院本会議において、本法務案は民主党等を除く与野党の賛成により可決されました。その後、海外の金融市場において今日まで何が起ったか、皆さん御存じでしょうか。いわゆるジャパン・プレミアムが何と〇・四%から〇・七%に上昇してしまつたというのです。つまり、海外の金融市場は、本法務案が不良債権問題を解決するどころか、逆に一層の金融システム危機を招くと判断しているわけです。その判断理由は、恐らく我々民主党・新緑風会が本法務案に反対する理由と同一であると考えられます。

以下、本法務案に反対する理由を具体的に申し上げます。

第一に、本法務案は、資産査定基準や引当率、有価証券の評価方法等が行政による裁量にゆだねられ、不良債権の実態を過小評価するもので、金融機関の真の経営実態は明らかになりません。恐らく政府も金融機関もみずからの責任回避のため、必死になって不良債権を隠すでしょう。したがって、水膨れ評価をした見かけの自己資本比率はさほど低くはならず、巨額の公的資金注入も金融機関の一時的な延命を圖るもので、金融不安を回避するものとはなりません。また、このような情報開示では、なぜ二十五兆円もの巨額な公的資金を注入しなければならないのか、国民への

説明責任は全く無視をされています。

第二に、本法務案においては、健全な銀行や存続可能な銀行についてもシステムリスクの名のもと、公的資金による資本増強を可能としております。公的資金注入のルールはまさにあつてなきがごとく、何でもありの状態です。政府・自民党は、ことし三月に行つた愚案をもう一度繰り返すとしておられるのでしょうか。

第三に、本法務案においては、一層のモラルハザードを招くことは必至であります。今日の我が国の金融危機を招いた原因はバブルの崩壊だと言われています。しかし、それは一面では正しいかもしれませんが、実はこの社会に横たわる大きなモラルハザードという怪物こそが最大の原因なのではないでしょうか。金融業界と行政当局のたれ合い、政治の無責任体制が金融危機を今日の状況まで追い込んだのです。

以上のような理由から、我々は、本法務案では不良債権処理は遅々として進まず、貸し流しも改善されずと到底考えられません。まさに金融不健全化法案です。

なお、我々民主党・新緑風会、画竜点睛を欠くようなこの法律案では我が国の金融システム危機の解決にはつながらず、冒頭述べたように海外の金融市場の信頼も得られないと考え、対案を出させていただきました。我々の対案は不良債権の抜本処理を進め、金融システムの安定に資するものと確信しております。半年もしないうちに、国民は政治がまた同じ過ちを犯したことをマーケットによって知られることになるでしょう。

形は似ていますが、我が国の金融システムに対する哲学が全くもって異なる本法務案に対し、我々は堂々と胸を張って反対することを申し述べ、反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○塩崎恭久君 私は、自由民主党、公明及び自由党を代表して、ただいま議題となりました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に對して賛成の立場から討論を行います。

我が国の経済状況は、個人消費の低迷、最悪の

失業率、設備投資の低水準等々、実体経済はますます厳しさを増してきております。また、金融機能不全は、日本経済はもとより国民生活に大きな影響を与えます。

そこで、我が国金融システムの再生と安定のための施策として、金融再生関連法案が与野党の熱心な修正協議のもと、先日成立いたしました。さらに、私どもは、金融機能を早期に健全化させるための本法案を審議してまいりました。この法案が成立し、金融再生関連法と両々相まって迅速に機能すれば、日本経済にも明るい兆しが見えてくるものと思われまします。

以下、賛成の理由を申し述べます。

賛成の第一の理由は、金融再生委員会が金融機能の早期健全化のための施策を行うに当たって必要な金融機能の障害の未然防止等の六項目の原則を定めていることとあります。これらの原則により、経営者等の責任の明確化と同時に、透明性が確保されたものとして評価できます。

賛成の第二の理由は、経営の合理化、経営責任、株主責任等を前提に、金融機関の優先株式等の引き受け、さらに、著しい過少資本等には普通株式の引き受けにより資本の増強を行い、体質強化を図るものであります。さらに、承認に当たって経営健全化計画の提出等を求め、またそれを公表することとなっております。これにより、モラルハザードの防止と不良債権の処理による金融機関の体質強化が図られ、金融機能の早期正常化が期待されるものとして評価ができるものであります。

賛成の第三の理由は、原案に金融機関の適切な資産等の査定及び評価、情報の開示の徹底、虚偽記載における罰則の強化、資本増強の要件の具体化等の修正がなされました。これにより、計画の真実性と確実な履行が担保されるとともに、資本増強の枠組みがより鮮明になり、わかりやすいものとなっております。

以上、賛成の理由を申し上げましたが、これらの措置により金融の仲介機能が十分回復し、貸し

渋り等が解消されるものと期待いたします。

金融システムが一日も早く内外の信認の回復が得られるような機動的な対応を政府に求め、私の賛成討論といたします。(拍手)

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、金融機能の早期健全化のための緊急措置法案に反対の討論を行います。

まず初めに、銀行の競争力強化のために二十五兆円の公的資金をつぎ込む重要法案を、十分な審議することなく短時間で採決することに對して、厳しく抗議するものです。

本法案に反対する第一の理由は、銀行と名がつけばどこでも公的資金を投入する仕組みがつけられたことです。これまでは資本注入の対象を健全銀行に限定していた仕組みを解体し、健全であろうと破綻直前であろうと、特にやむを得ない事由がある場合にはどこでも公的資金が投入できるようにしたこととす。しかも、投入できる金額について何の制限も設けられていません。これでは、廃止した十三兆円の仕組みを復活させるばかりか、資本注入の拡大強化と言わざるを得ません。

第二の理由は、資本注入される公的資金が世界的にも例のない巨額なこととあります。今回設けようとしている早期健全化勘定に金融再生勘定、特別業務勘定を合わせると、投入する公的資金の総額は、総額六十兆円に及び、GDPの一二％に及びます。しかも、投入する公的資金の大部分が返ってこないことも審議を通じて明らかになっております。

第三の理由は、本法案では貸し渋りの解消に何ら保証がないことです。

本法案では、資本注入の申請をした金融機関が提出する経営健全化計画の中に、「資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策」を明記しています。さきの金融安定化法でも、貸し渋りの解消をうたい文句に金融の円滑化を標榜していましたが、何ら効果がないばかりか、九月の全国銀行の貸出平均残高は前年同月比で二・七％も減少、貸し渋りは一層深刻です。銀行に対する監視

と指導こそが徹底されるべきであります。

第四の理由は、本法案の資本増強は、金融ビッグバンのもとで世界のマネーゲームに大銀行を参加させるための体力づくりと、大銀行中心の金融再編を促進するからです。このことは、早期健全化のための原則の一つに「金融機関等の再編を促進すること」を新たに明記したことからも明らかで、健全な銀行の合併の場合にも資本注入を可能にし、巨大銀行の海外での利潤追求に備えるものになっていきます。まさに露骨な大銀行支援策であると言わざるを得ません。

パブルの後始末は金融機関の自己責任、自己負担の原則で行うべきであることを述べ、反対討論を終わります。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。それでは、これより採決に入ります。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 次に、請願の審査を行います。

第六九三号長銀への税金投入反対に関する請願外一件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、いずれも保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(坂野重信君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

金融問題及び経済活性化に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

平成十年十月二十三日印刷

平成十年十月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局